

女性の職業選択に資する情報

《職業生活に関する機会の提供に関する実績》

○管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

R5.4.1	R4.4.1	R3.4.1	目標値 (令和7年度まで)
12.0%	11.2%	9.1%	12.0%

○採用試験の受験者の総数に占める女性の割合

R4年度	R3年度	R2年度	目標値
35.6%	36.3%	33.7%	50.0%

○職員に占める女性職員の割合

区 分	R4.4.1	R3.4.1	R2.4.1
	33.8%	32.3%	31.6%
※1 (うち一般職の職員)	28.2%	27.4%	27.3%
(うち非常勤特別職の職員)	—	—	—
※2 (うち会計年度任用職員)	52.7%	49.5%	46.4%

※1 非常勤特別職として整理していた嘱託員等の職員は令和2年度より会計年度任用職員に移行。

※2 令和元年度までは「臨時職員」で集計。令和2年度の会計年度任用職員制度の導入に伴い名称を変更。

○男女の給与の差異（男性の給与に対する女性の給与の割合）

1. 全職員

※R4度数値により算出

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
任期の定めのない常勤職員	87.2	%
任期の定めのない常勤職員以外	87.6	%
全ての職員	77.9	%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る追加的な情報

(1) 役職段階別

※R4度数値により算出

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
部長・次長相当職	92.3	%
課長相当職	98.3	%
副課長相当職	90.7	%
主任主査相当職	92.9	%

(2) 勤続年数別

※R4度数値により算出

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
36年以上	98.6	%
31～35年	92.3	%
26～30年	90.2	%
21～25年	88.7	%
16～20年	87.4	%
11～15年	88.3	%
6～10年	92.6	%
1～5年	92.1	%

【説明欄】

【男女の給与の差異（男性の給与に対する女性の給与の割合）の主たる要因】
男性の給与に対する女性の給与の割合に差が生じている主な要因について
女性に比して男性が①超過勤務手当、②扶養手当、③単身赴任手当、④給料の特別調整額（管理職手当）を多く受給していることが挙げられる。

【手当別男女給与の差異（男性の給与に対する女性の給与の割合）】

①超過勤務手当		③単身赴任手当	
任期の定めのない常勤職員	: 78.4%	任期の定めのない常勤職員	: 15.7%
任期の定めのない常勤職員以外	: 48.5%	任期の定めのない常勤職員以外	: 0.0%
全ての職員	: 63.6%	全ての職員	: 12.4%
②扶養手当のみ		④給料の特別調整額（管理職手当）	
任期の定めのない常勤職員	: 29.8%	任期の定めのない常勤職員	: 29.0%
任期の定めのない常勤職員以外	: 44.8%	任期の定めのない常勤職員以外	: 0.0%
全ての職員	: 24.7%	全ての職員	: 23.1%

○職業生活に関する機会の提供に資する制度の概要

- ・「職場におけるセクシュアルハラスメント等の防止に関する指針」に基づき、相談窓口を設け、必要時には迅速かつ適切に対応できる体制づくりに努めました。
- ・女性職員のライフイベントとキャリア形成の両立支援のため「キャリアアップ支援研修」を実施しました。

《職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績》

○職員1人あたりの1月あたりの超過勤務時間

R4年度	R3年度	R2年度
18.6時間	18.4時間	17.0時間

○男女別の育児休業取得率

	R4年度	R3年度	R2年度	目標値 (令和7年度まで)
男性	62.9%	59.1%	30.4%	100.0%
女性	100.0%	100.0%	100.0%	-

※男女別育児休業取得率（R4年度）の内訳

男性	割合
5日～14日未満	16.7%
14日～1ヶ月未満	30.8%
1ヶ月～3ヶ月未満	32.1%
3ヶ月～6ヶ月未満	11.5%
6ヶ月以上	7.7%

女性	割合
3ヶ月以上～6ヶ月未満	5.9%
6ヶ月以上～1年未満	33.3%
1年以上	60.8%

○男性職員の配偶者出産休暇取得率

R4年度	R3年度	R2年度	目標値
84.6%	85.4%	71.0%	100.0%

○男性職員の育児参加のための休暇取得率

R4年度	R3年度	R2年度	目標値 (令和7年度まで)
77.4%	79.5%	50.0%	100.0%

○男性職員の配偶者出産休暇又は育児参加のための休暇の合計取得率

R4年度	うち5日以上 取得した者の割合
90.3%	61.6%

○職員1人あたりの年間年次休暇等の取得率

R4年	R3年	R2年	目標値
11.8日 (59.0%)	11.9日 (59.5%)	11.6日 (58.0%)	12日 (60.0%)

○職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する制度の概要

- 令和元年に策定した福島県職員版「働き方改革基本方針」に基づき、在宅勤務及びサテライトオフィス勤務の試行の取組を実施しています。
(在宅勤務：オンライン在宅勤務用アプリの利用、貸出パソコン190台の体制で実施)
(サテライトオフィス：本庁、郡山合同庁舎、旧会津保健福祉事務所にサテライトオフィスを設置)